

令和3年7月16日（金）
帯広市男女共同参画市民懇話会 資料3

多様な性に関する論点整理


論点一覧

1 パートナーシップ制度

- 1-1 この制度の必要性や目的について、どう考えるか。
- 1-2 対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。
- 1-3 証明書には、子供についての記載も含めるべきか。
- 1-4 証明、宣誓など、どのような種類の制度が適切と考えるか。
- 1-5 年齢、居住地、配偶者の有無など、どのような要件が必要と考えるか。
- 1-6 再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。

2 多様な性に関する施策

- 2-1 どのような取り組みが必要と考えるか。



論点1-1

この制度の必要性や目的について、
どう考えるか。

要望書（本文抜粋）

LGBTをはじめとする性的マイノリティは、各種調査で3～8%存在するとされています。人口16万6千人の帯広市では、数千人の性的マイノリティが存在することになります。しかし残念ながら、その存在はなかなか見えません。性的マイノリティへの偏見や差別により、多くの当事者が声を上げることができずにいるのです。

一方か両方が性的マイノリティであるカップルは、民法上の婚姻関係を結ぶことができません。そのため日々の生活の中で、「医療機関での付き添いや手術の同意を拒まれる」「賃貸住宅を借りる際に、大家や管理会社から入居を拒まれる」「二人の関係に法的な根拠がないために、二人の生活の将来像を描くことができず、関係が長続きしない」など、さまざまな不利益を被っています。

同性間のパートナーシップを認証する制度は、全国76の自治体で制定されています（2021年2月1日現在）。制度がある自治体では、自分たちの関係を自治体が受け止めることで、自分たちの存在やパートナーシップに誇りを持つことができます。地方自治体の制度には法的根拠はありませんが、それでも、多くの当事者が制度によってカづけられているのです。

また制度の制定とともに、市内企業や医療機関に対して性的マイノリティへの理解を働きかけることや、性的マイノリティへの市民の理解を広げる取り組みをこれまで以上に続けていくことも重要です。制度を作り生かしていくことで、市民理解が進み、性的マイノリティがより暮らしやすい帯広になります。

以上のことから、私たち当事者は賛同者とともに、帯広市長に対して、同性パートナーシップ認証制度の制定を求めます。

他都市における主な議論

法的な効力や根拠がないのになぜ導入するのか

性的マイノリティの方々への社会的な理解を促進し、不安・困難や生きづらさの軽減、差別・偏見の解消をはかるほか、制度の導入をきっかけに、市民や事業者などの間に、パートナーシップ関係を尊重する取り組みが広がっていくことを期待している。

差別は本当に存在するのか

平成29年に内閣府が行った世論調査では、性的指向に関する人権問題として、「差別的な言動をされること」との回答が49%に上ったほか、人権に関する国の啓発活動強調事項の一つに、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくすことが掲げられている。性的マイノリティに対する間違った情報や誤解をする市民も少なく、一人で悩みを抱える当事者も多い。

制度導入の効果やメリットが明らかでない

この制度の意義は、行政が当事者の気持ちを受け止め、パートナーシップ関係を公的に認めることであり、お二人の関係を対外的に説明しやすくなるほか、公営住宅の入居申込、公立病院での病状説明や手術同意などの行政サービス、携帯電話の家族割や生命保険の受取人などの民間サービスが利用できるようになる。今後とも、利用できるサービスの拡大に向け、検討や周知啓発を進めていく。

悩みや困難に個別に対応すればよいのでは

悩みや困難への個別対応は必要であるものの、性的マイノリティの方は、周囲の誤解や偏見に加え、自分たちの存在を公に認められていないと感じ、生きづらさにつながっている。このため、個別対応に止まらず、お二人の関係を公的に認めることにより、自分らしく生きられるまちにしていく必要がある。

家族制度や婚姻制度に影響するのではないか

この制度は、パートナーシップ関係への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものであり、当事者に法的な権利や義務を付与するものではない。また、既存の家族制度や婚姻制度を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすものでもない。

少子化に拍車をかけるのではないか

制度の対象は、本人の意思で選択できない性自認や性的指向について困難を抱え、異性愛が難しい方を対象としており、制度の導入により婚姻や異性愛に影響を与えるものではないため、少子化を進めるものではない。

子供に悪影響を与えるのではないか

文部科学省から教職員向けに発出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」において、性的マイノリティとされる児童生徒全般に係る不安や悩みを受け止める必要性が述べられている。また、全教育活動を通して実施する人権教育において、自他の人権を尊重し、多様性に対する肯定的評価や違いを認めて受容する能力などを育てている。

当事者のニーズはどの程度あるのか

当事者団体から、本制度について要望書等が提出されているほか、検討に当たり当事者団体と意見交換を実施している。カミングアウトを伴うため、当事者数の正確な把握は難しいが、割合の大小にかかわらず、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消につなげる必要があると考えている。

パートナーシップ制度と同性婚はどう違うのか

同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける法的保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くある。一方、パートナーシップ制度は、自治体の制度であり、これによる法律上の権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、同性婚とは異なる。

当事者の権利拡大や逆差別につながらないか

本制度は、現在は法律婚の夫婦にしか認められていない手続きやサービス等のうち、利用可能なものについては、性的マイノリティのパートナーも利用できるようなものであり、逆差別には当たらない。

制度利用後の変化（利用者アンケート）

世田谷区（H28.9）

- ・職場で同僚に、家族や友人達に祝福された
- ・生命保険金等の受け取りを法定相続人からパートナーに変更できた
- ・宣誓を機に会社にカミングアウトした。特に人事上の制度はないが、周囲に受け入れてもらえた

中野区（R1.10）

- ・自分の両親が、パートナーを家族の一員として受け入れてくれるようになった
- ・友人にパートナーとの関係について祝福してもらった
- ・上司や同僚に、パートナーとの関係について説明しやすくなった
- ・自分たちの関係を周囲の人に説明しやすくなるとともに、理解を示してくれる人が増えた
- ・一般の夫婦と同じように、物件の契約をすることができた
- ・自治体という公的な機関が行う取組として、宣誓をすることで、一定の安心感を得ることができた
- ・パートナーとの関係について偏見のある人もいた

制度利用後の変化（利用者アンケート）

千葉市（R2.2）

- ・ パートナーに何かあった際に、休暇が取れる権利や慶弔金が受け取れるという恩恵を受けられるようになった
- ・ 職場に証明書を提出した後、会社の人達から温かく受け入れられ認めてもらえたので、非常に生活しやすくなった
- ・ 証明カードひとつで関係性を説明できるため、カミングアウトしやすくなった
- ・ 宣誓カードをいつも財布の中に入れて生活しているので、自分にもしものことがあった場合でも、パートナーに連絡が行く可能性がものすごく高くなったような安心感がある
- ・ 証明書を見せることで、2人の関係性を信頼されるようになった
- ・ 証明書があることで、パートナーとの関係性の証明を求められた時に細々とした説明をしなくて済む